

河内長野市第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
自立支援、介護予防、重度化防止	要支援高齢者のニーズや状態に応じた効果的な介護予防・生活支援サービスの向上を図る必要がある。	介護予防・生活支援サービス事業の充実	介護保険事業者による既存のサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体によるサービス参入を支援する。 地域住民や高齢者自身が支え手となる地域づくりを支援する。	訪問型サービス・通所型サービスともに、「サービスA事業」「サービスC事業」を実施。 訪問型サービスについては「訪問型サービスB事業」を実施。		継続して地域の多様な主体によるサービス参入を支援する。
	要支援・要介護認定の有無にかかわらず、元気高齢者も含め自らが要介護状態となることを予防するセルフケアの意識を広めていく。	一般介護予防事業の充実	地域住民と連携し「元気アップ教室」や「コグニ能力アップ教室」を身近な場所で開催し、筋力の向上や認知症予防を推進する。 「街かどデイハウス」をはじめとする地域住民等が主体となって活動する高齢者の集いの場事業の円滑な運営を支援する。	認知症予防に効果が認められたコグニサイズを取り入れた認知症予防教室等、介護予防についての講話や運動の教室を実施。 地域住民が主体となって活動する集いの場の支援を行った。		地域での自主的な体操の集いの立ち上げ、継続支援を継続する。
	介護予防ケアマネジメントについて、運動機能や栄養状態の向上だけでなく、日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加を促し、生きがいや自己実現のための取り組みやQOLの向上を目指す必要がある。	自立支援型ケアマネジメントの推進	自立支援を目指した介護予防ケアマネジメントを推進するために、各種の専門職が参加する「自立支援会議」を開催し、ケアプラン作成を支援する。 自立支援の観点を推進するため、リハビリテーション専門職と地域包括支援センターとの連携強化を図る	自立支援会議 年49回実施 「自立支援会議」「通所施設」「住民主体の運動のつどい」へリハビリテーション専門職派遣を実施した。 介護保険事業所の専門職を対象に自立支援へむけた研修会を実施した。		さらに、自立支援を目指したケアマネジメントが行えるよう、リハビリテーション専門職のスキルアップを目指す。
	地域包括ケア推進にあたって、住民が主体となって活動的な集いの場を充実させる必要がある。	住民主体の介護予防活動の推進	「元気アッププラス教室」「お手軽元気アッププラス教室」「元気アッププラスフォロー教室」の立ち上げ、継続支援を実施し、自主活動グループの醸成を勤める。 集いの場の継続支援のため、介護予防ボランティア「元気アップフレンズ」を養成する。	「元気アッププラス教室」(自主活動グループの立ち上げ支援の教室)を6地区で実施した。 「元気アッププラスフォロー教室」(継続支援の教室)を21地区59回実施した。 集いの場の継続支援等を行う介護予防ボランティアの養成講座を実施した。		介護予防ボランティアの養成を行う等、自主活動グループ活動支援を継続する。

河内長野市第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第7期介護保険事業計画に記載の内容			H30年度(年度末実績)		
介護給付等費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	要介護認定の適正化	認定調査票の確認及び審査会資料を確認し、適正に判断されているかを確認する。業務分析データを用い、調査項目の選択状況や傾向を分析し、認定調査員、介護認定審査会委員にばらつきが生じないように研修を行う。全件 研修を年に1回実施する	全件確認及び研修を実施	現在も認定調査員及び審査会委員の判断に偏りがあるため、継続して研修を行う。
		ケアプランの点検 (ケアプランチェック)	居宅介護支援事業所の居宅サービス計画等が、利用者の自立につながる、真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認し、後日、介護支援専門と面談を行いケアプランの点検及び確認をする。 目標:年間110プラン	年間120プラン実施	利用者の自立・重度化防止につながる、真に必要なサービスの適切な位置づけという基本的考え方について、認識が薄れている事業所に対して重点的にプラン点検を行う必要がある。
		住宅改修の適正化	写真だけでは明確に判断できないもの、要介護度に見合わない改修内容や箇所が多いものなどを中心に抽出し、改修工事後に現地調査を行うことで、上記項目の確認を行い、必要に応じて施工業者等に指導・改善を求める。 目標:年間36件	年間35件実施	引き続き改修工事後に現地調査を行うことで、内容確認を行い、必要に応じて施工業者等に指導・改善を求める。
		福祉用具購入・貸与調査	国保連介護給付適正化システムより出力される「福祉用具貸与費一覧表」を利用し、貸与品目の単位数が把握できるため、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース等の疑義が生じた場合には、ケアプラン点検時、専門職(介護支援専門員)が確認を行う。 目標:毎月	上記ケアプラン点検時に活用	引き続き割高な用具貸与などあれば、ケアプラン点検時に確認を行っていく。
		医療情報との突合	国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト」、「医療情報との突合リスト(独自絞込みリスト)」を用いて、給付状況を確認する。 目標:毎月	国保連協会に委託により実施。また確認が必要な事項について毎月国保連システムから出力し確認を行った	引き続き疑義内容については、介護支援専門員やサービス提供事業所、医療保険担当部署等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連協会に対し過誤申立を行う。
		縦覧点検	国保連協会に委託している縦覧点検(別表2の1~3)により実施する。 また、国保連協会において未審査として情報提供される各帳票の「未審査一覧」について、請求内容の点検を行う。 目標:毎月	国保連協会に委託により実施。また確認が必要な事項について毎月国保連システムから出力し確認を行った	引き続き疑義内容については、介護支援専門員やサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連協会に対し過誤申立を行う。
		介護給付費通知	全ての月の全てのサービスについて、利用者へ通知する。また、受け取った受給者が通知内容を理解できるよう説明文を同封する。 目標:12か月分の通知	12月~3月利用分 8月 4月~7月利用分 11月 8月~11月利用分 3月 にそれぞれ送付した	引き続き利用者から、寄せられた架空請求や過剰請求等の情報を受けた場合、利用者からの確かな事実確認を行うとともに、必要に応じて国保連協会に対し過誤申立を行う。
		給付実績の活用	国保連適正化システムから出力される帳票について、不適正・不正な給付がないか、またケアプラン点検の対象者抽出に活用する。 目標:随時活用	事業所運営に関するもので疑義のあるものは南河内広域福祉課へ提供。その他ケアプラン点検時等に活用した	引き続き疑義内容については、介護支援専門員やサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連協会に対し過誤申立等を行う。